

令和 8 年 7 月 24 日

鳴尾浜連絡会 会員各位

鳴尾浜連絡会事務局

**ゴミ箱の完全撤去《鳴尾浜臨港道路 1 号沿い》について
【兵庫県尼崎港管理事務所よりのご案内】**

この度、兵庫県尼崎港管理事務所より、鳴尾浜臨港道路 1 号沿い 4 ヶ所に設置していたゴミ箱を完全撤去する旨、お知らせがありました。

ゴミ箱を設置していることで、動物によるゴミ荒らしが発生すること、また車内事業ゴミなどの不法投棄を誘発していることにより、ゴミ箱設置個所周辺の美化が大いに損なわれていることが撤去の理由です。

撤去日以降は、鳴尾浜に公的なゴミ箱は一切なくなります。
車内事業ゴミ等の扱いは、会員の皆様方も徹底されていると存じますが、車内事業ゴミは持ち帰り処分すること、また「ゴミのポイ捨て」は“不法投棄”として罰せられることがあることを鳴尾浜で事業される関係の方々に今一度徹底していただき、鳴尾浜の美化活動にご協力をお願いいたします。

1. 撤 去 日 2026（令和8）年7月31日（金）

（添付資料）

- 「お知らせ」～兵庫県臨港道路「鳴尾 1 号線」歩道設置ゴミ箱の撤去～
- 「ゴミ箱の完全撤去のお知らせ」～撤去日：7 月 31 日より～
- 撤去されるゴミ箱の設置位置（鳴尾浜臨港道路 1 号沿い）

以 上

★この文書は鳴尾浜連絡会ホームページに掲載いたします。

お知らせ

兵庫県臨港道路「鳴尾1号線」

歩道設置ゴミ箱の撤去

歩道に設置していましたが「ゴミ箱」を
全て撤去します。

以降は鳴尾浜に一般利用の「公的ゴミ箱」は
ありません。

◇ ゴミは「持ち帰り」処分するのが原則です！！



撤去日 : 2026年7月31日

<<警告>>

公共の場所への「ゴミのポイ捨て」「糞尿の放置」は、

不法投棄と同じく“犯罪”になる場合があります。



兵庫県 尼崎港管理事務所

06-6412-1362

(鳴尾浜阪神木材港見張所)

ゴミ箱の完全撤去 お知らせ

撤去日：7月31日より

動物（カラス・犬・猫）などによる、ゴミ荒らし等を防止。
車内事業ゴミなどの不法投棄防止。

<<警告>>

「ゴミのポイ捨て」は、「不法投棄」として
罰せられることがあります。

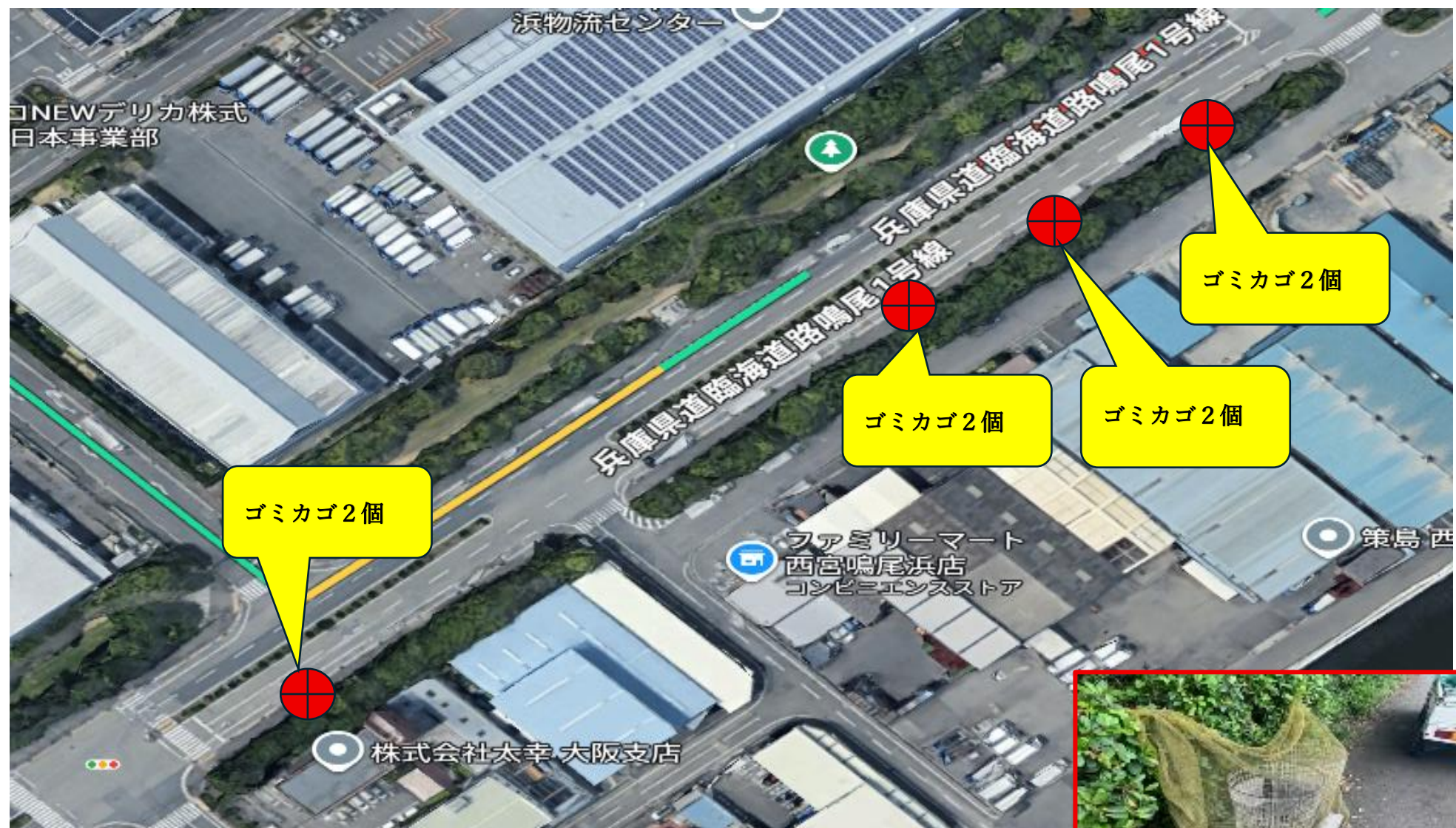
お願い！！

ゴミは「持ち帰り」が原則、
車内のゴミは会社へ戻って廃棄する！！



兵庫県 尼崎港管理事務所 06-6412-1362
(鳴尾浜阪神木材港見張所)

鳴尾浜臨港道路1号沿いゴミ箱設置位置



ゴミカゴ写真